



【東部振興局管内】 椎茸普及指導情報 第42号

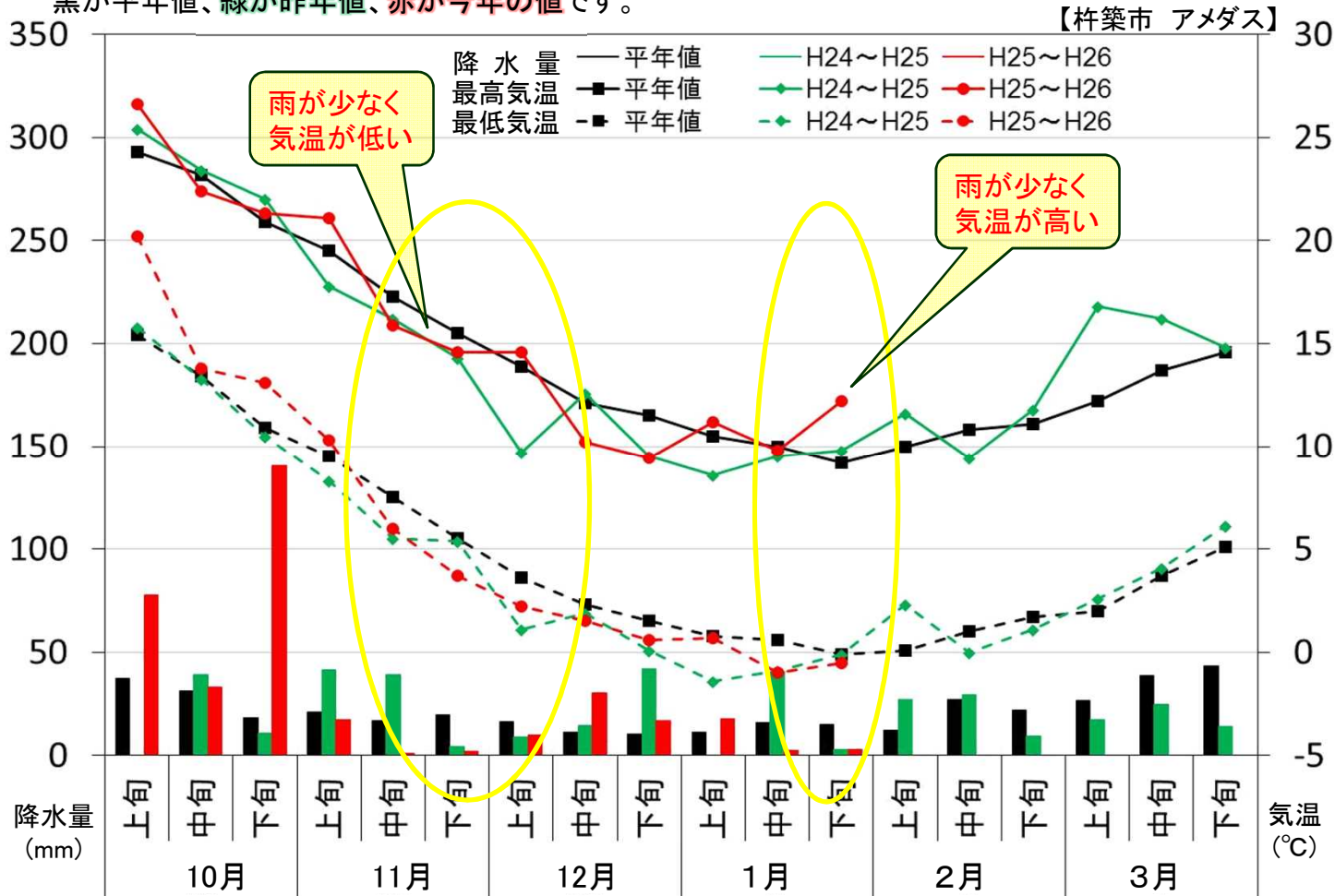
寒い日が続いています。いよいよ植菌や春子採取のシーズンを迎えますが、怪我等に十分ご注意のうえ、計画的に作業を進めていただくようお願いいたします。

単価低迷が続く中、県としても椎茸農協と協力しながら新たな販路開拓を進めているところです。生産者の方々にとって大変厳しい状況が続いていますが、どうか関係者一丸となって乗り切っていきましょう。

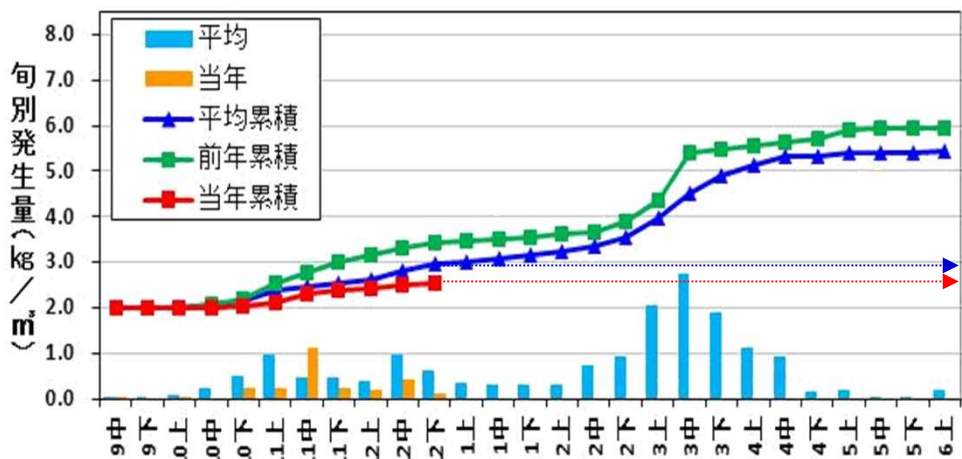
1 気象情報と秋子の作柄

下記のグラフは、杵築市の旬別最低気温、最高気温及び降水量を示したものです。

黒が平年値、緑が昨年値、赤が今年値です。



今年度の秋子の作柄は、11月上旬はかなり気温が高く、11月中旬以降は気温が下がったものの降雨量の少ない状態が続いたことから、県全体としても不作となっています。



旬別発生量と累積発生量(3品種平均)
(きのこグループ調査結果より)

左図は、県きのこグループで調査を行っている3品種(森290、森121、菌115)の発生量の平均を示したグラフです。赤の■で示した折れ線グラフが当年累計の値になりますが、平年値の約1/2の生産量となっています。

特に290の秋子収量は平年の約1/3にとどまりました。

2 季節予報について

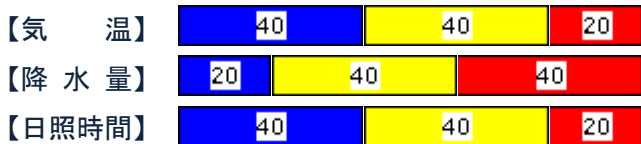
九州北部地方(山口県含む) 1か月予報 (2月8日から3月7日までの天候見通し)

平成26年2月7日 福岡管区気象台 発表

<予想される向こう1か月の天候>

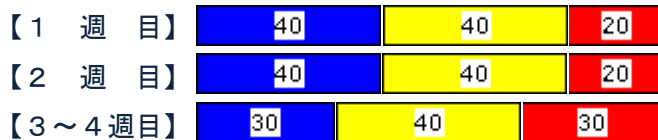
向こう1か月の出現の可能性が最も大きい天候と、特徴のある気温、降水量等の確率は以下のとおりです。
平年に比べ曇りや雨または雪の日が多いでしょう。

<向こう1か月の各階級の確率(%)>



凡例 ■ 低い(少ない) ■ 平年並 ■ 高い(多い)

<気温経過の各階級の確率(%)>



凡例 ■ 低い ■ 平年並 ■ 高い

<予報の対象期間>

- 1か月 : 2月 8日(土)~ 3月 7日(金)
- 1週目 : 2月 8日(土)~ 2月14日(金)
- 2週目 : 2月15日(土)~ 2月21日(金)
- 3~4週目 : 2月22日(土)~ 3月 7日(金)

九州北部地方(山口県含む) 3か月予報 (2月から4月までの天候見通し)

平成26年1月23日 福岡管区気象台 発表

<予想される向こう3か月の天候>

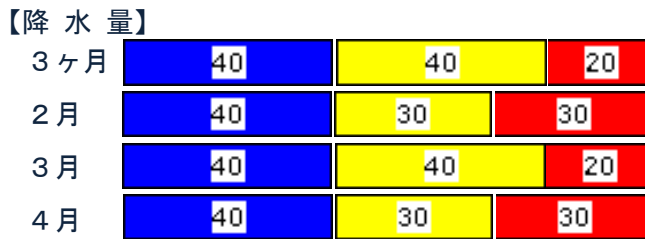
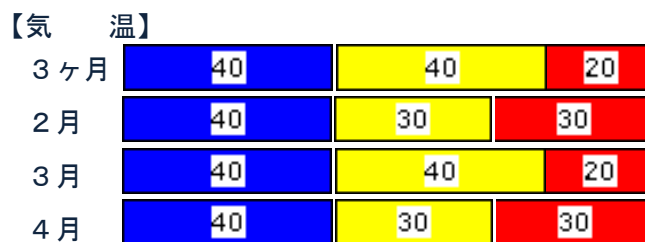
向こう3か月の出現の可能性が最も大きい天候と、特徴のある気温、降水量等の確率は以下のとおりです。

2月 平年と同様に曇りや雨または雪の日が多いでしょう。

3月 天気は数日の周期で変わってでしょう。

4月 天気は数日の周期で変わり、平年と同様に晴れの日が多いでしょう。

<向こう3か月の各階級の確率(%)>



凡例 ■ 低い(少ない) ■ 平年並 ■ 高い(多い)

1月から2月上旬にかけては気温が高く、椎茸が一斉発生したところも見受けられましたが、2月に入っからは寒い日が続いています。1ヶ月予報でも第2週は平年より気温が低くなる確率が60%となっているので、ビニールや袋かけを行い、できるだけ早く椎茸を取り上げましょう。

椎茸が発生した後はほだ木を休養させ、散水施設がある場合は散水して次の発生に備えましょう。

3 第7回東部地区ほだ場コンクール開催のお知らせ

今年も2月末日(予定)に「第7回東部地区ほだ場コンクール」を開催します。皆様からの積極的な出品をお待ちしています。(出品を希望される方は市町林業担当者または東部振興局しいたけ担当普及員までご連絡ください。)

結果は普及情報誌、東部地区乾しいたけ品評会会場でのパネル展示などでお知らせさせていただきます。



写真①



写真②

間伐が実施された明るいほだ場。明るすぎる部分についてはフラを活用し、光の調整を図っている(写真①)。
ほだ場の支柱等に間伐材を活用している(写真②)

昨年のほだ場コンクールにおいて最優秀賞を受賞されたほだ場(国東市安岐町 阿部悦男さん)

2 鳥獣被害対策について

クヌギの新芽食害、ほだ場内でのしいたけ食害など、シカの被害が発生している地域が広がっています。下記に対策の一例を掲載していますので、参考にしてください。

①シカは椎茸が好き？

国東半島に生息するシカの個体群は、椎茸やクヌギを“えさ”として既に認識しているようですが、シカの嗜好性はある程度の地域性が見られます。シカが椎茸やクヌギを好んで食べるようになる過程は下図のようになると考えられています。

一度“餌場”と認識されると、周囲を囲っても中に入ろうとします。特に生息域が広がり始めている地域は“おいしいものが安全に食べられる場所”と思われないう、できるだけ早めの対策をとみましょう。



②入れないように周囲を囲おう

①地際面の対策を強化する！

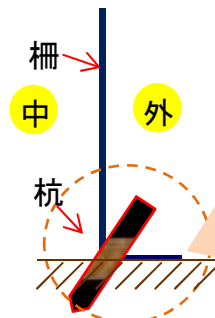
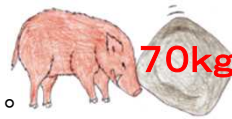
→野生動物は生きていくために、足を痛めるような行動はできるだけ控えるため、まず、地際面の隙間からくぐって侵入しようとしています。

侵入する動物が最初からシカとは限らない！

シカは柵の地際面に隙間(トンネル)を作ることはできません。ほだ場内に柵をくぐって侵入される場合は、まず、アナグマやイタチが柵の地際にトンネルを掘り、タヌキやうり坊が穴を広げ、シカやイノシシが侵入する順番で柵の地際面の隙間をだんだん広げていきます。

特にイノシシは怪力です。

柵の地際面の対策はしっかり行いましょう。



- ・杭は外側から内側に向けて斜めに設置
- ・めくれにくくするため、ネットを外側に50cm程度垂らしておくと、より効果的です。

②高さは2m以上に！→上を飛び越えることは滅多に無いですが、シカは2m程度ジャンプできます。

③視線を遮る遮光ネットは効果的→シカは柵内の状況がわからないと警戒して入らない習性があります

④ネットの編み目は10cm以下に→シカの口が入る大きさだと、かみ切られる場合があります



柵の地際面を太くて、重い物(間伐材、竹など)で止めると、ネットがめくれにくくなります。ただし、地際に隙間ができないように地形に合わせた設置が必要です。



遮光ネットを下側に使うと、シカの視線が遮られます。柵の上側のみ、安価なネットを使用しています。

③進入された場合の対策は？

①フィールドサインを見つけよう

まず、シカが侵入している痕跡を確認します(足跡、糞、ぬた場等)。シカは、冬場はアオキなどの青々した植物が大好きです。柵の近くに来ているかどうか、判断するのに、柵の外の食害痕なども注意しましょう。

②経路近くの柵の外側を観察しよう

ある程度、シカの侵入経路が把握できたら柵に隙間がないか確認していきましょう。

シカが腹をこすって、落ち葉が周囲より少し薄くなっていたり、小枝の皮などが剥がれている箇所は、そこから侵入されている可能性が高いです。

侵入箇所を特定できたら、上記②の項目に留意しながら柵の補強を行きましょう。



落ちていた小枝の皮が剥がれている箇所



シカの口が届く部分のアオキが食べられています。

3 マダニ等を媒介した感染症について

昨年11月、杵築市内でマダニの刺咬により媒介されるライム病の発生が確認されました。
(この方は治療して回復に向かっているとのことです。)

ライム病は抗生物質で治療可能な感染症ですが(人から人への感染はありません)、病名に気がつかずに対策が遅れると危険な病気でもあります。

山に入る場合は、下記事項に留意し、体の不調が確認された場合は速やかに医療機関を受診し、マダニに咬まれたことも伝えておきましょう。

マダニ



全国の野山に広く分布し、シカやクマなどの大型野生哺乳類や放牧牛に多数寄生するほか、多くの小型哺乳類や鳥類にも各種が寄生する。大型野生哺乳類が濃密に生息する地域では、生息密度も非常に多くなる。温血動物に取り付いて吸血し、満腹になったら離れて産卵する(長いと10日以上になることもある)。ササ類等の葉先等に集合し、宿主が通り過ぎたときに寄生する。

刺されてから24時間以内に対処すれば例え病原体を保有する個体であっても感染する可能性は低いと言われています。

日本紅斑熱：主に西日本に多い。紅斑が現れ、後に皮内で出血。2週間程度。

ライム病：北海道から九州まで(北海道に多い)。抗生物質が有効。

30日以内に風邪に似た症状。症状が進むと神経症状等を起こす。

野兔病：東北、北海道で多い。高熱と共に発症。死亡することは滅多にない。

- ・ 赤く円いしこり
- ・ その中心に水ぶくれや黒褐色のかさぶた状の刺し傷
- ・ リンパ節の腫脹
- ・ 発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛などの風邪に似た症状
- ・ 粟粒大～小豆大の発疹
- ・ 大きな紅斑

感染症の疑い
病院へ

ツツガムシ



幼虫の発生ピークは秋(10月、11月)だが、寒冷に抵抗性があり、一部が越冬して、春になると活動を再開するため、春にも発生することがある。刺すのは幼虫のみ。

ネズミ等の哺乳類に外部寄生するダニの一種で、日本では約120種が生息する。このうち大分県で病原体を保有し人に吸着すると考えられるのはタテツツガムシ、フトゲツツガムシの2種類と考えられる。

ツツガムシ病を媒介する。潜伏期間は1～2週間。

患者数は年間数百名にのぼる。致死率は低いが、死亡例あり。

- ・ 黒褐色のかさぶた状の刺し傷
- ・ リンパ節の腫脹
- ・ 発熱、頭痛、倦怠感、筋肉痛などの風邪に似た症状
- ・ 粟粒大～小豆大の発疹



感染症の疑い
病院へ

※まず咬まれないような対策をしましょう！

- ①ダニがわかりやすいように明るい色の服装で
- ②肌の露出を極力避け、袖口、足首、襟元、腰回り等からの侵入を防ぐ工夫を
- ③草むらに直接座らないこと
- ④帰宅したら必ずダニが付いていないかチェックしましょう
→一般に皮膚の柔らかい部分を好みます。



ダニはしっかり噛みついてしまうと、左図のような皮膚に頭部を食い込ませてしまいます。このようになる前であれば、先のとがった毛抜きを使い、皮膚にできるだけ近いところでダニの頭か口を挟んで真っすぐ上に引き抜きます。ダニの体の部分を挟んだりつぶしたりしてはいけません。頭部が残った場合はそこから化膿することもあるので病院で取ってもらいましょう。

4 ほだ木造成緊急支援事業について

事業内容：ほだ木造成に対する支援（種駒助成）

事業主体：原木しいたけ生産者（乾・生）

補助要件：年間ほだ木造成本数1, 500本（3万駒）を超える生産者
（自家原木も可）

補助率（植菌数－3万駒）×1円（1駒あたり1円助成（県費＋市町費））

※ほだ木の造成に対する補助事業ですが、実際の補助金額の算定は、ほだ木1本20駒植菌したのものとして、植菌数ベースで算出します。

【計算例】植菌数5万駒の場合

$(50,000\text{駒} - 30,000\text{駒}) \times 1\text{円} = 20,000\text{円}$

必要書類：種駒の購入を証明できるもの

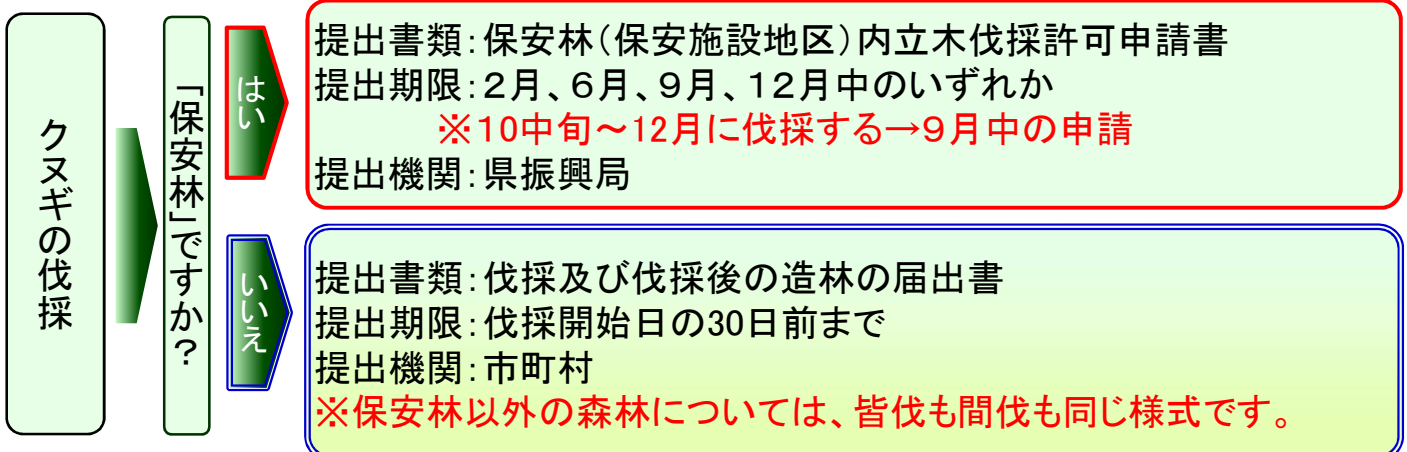
伐採届（事前に提出）

→事業の添付書類とはなっていませんが、伐採箇所の特定及び
法令遵守のため、確認されることがあります。

その他市町が求める書類

別府市	市の種駒補助事業と一緒に申請予定。生産組合をとおして申請すること。
杵築市	2月中旬までには市の担当者に連絡すること。 杵築市農林課 担当者:河野（TEL:62-3131 内線:158）
国東市	H26春植菌分をまとめてH26年4月以降の事業で対応予定。 H26年2月の市議会に事業要望する予定。詳細は確定してから連絡予定。
日出町	2月中旬までには町の担当者に連絡すること。 日出町農林水産課 担当者:厚田（TEL:73-3127）

例）伐採届について（クヌギ伐採の場合）



※本数や面積にかかわらず、林地の樹木を伐採する場合は伐採届が必要です。
（作業路開設時の支障木の伐採、ほだ場整理のための間伐 等）

※補助事業（造林事業、椎茸関係事業等）を実施する際は、提出について確認
させていただく場合があります。

↓裏面に記入例を掲載しています。

記入例

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

〇〇市長 殿

伐採者 住所 〇〇市大字〇〇123-45
 (立木所有者) 氏名 大分 太郎
 土地所有者 住所 〇〇市大字〇〇9-10
 氏名 東部 花子

提出は伐採する3ヶ月前～
1ヶ月前まで

立木を買い取って伐採した場合は、土地所有者と連名で提出。

氏名を自署した場合は、印鑑は不要です。

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

〇〇	市	〇〇	町	大字	〇〇	字	678	地番
	郡		村					

2 伐採の計画

伐 採 面 積				0.5	ha
伐 採 方 法	主伐(皆伐)択伐	・間伐	伐採率	100	%
伐 採 樹 種	クヌギ				
伐 採 齢	15年				
伐 採 の 期 間	H25.11.10～H25.12.9				

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	0.50	ha
人工造林による面積 (A + B)		ha
植栽による面積 (A)		ha
人工播種による面積 (B)		ha
天然更新による面積 (C + D)	0.50	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	0.50	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他(下刈り、芽かき)・なし	
天然下種更新による面積 (D)		ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他()・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積 ha	樹種別の 植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)				本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	H26.4.1～ H31.3.31	クヌギ	0.5	
5年後において適確な更新 がなされない場合	H31.4.1～ H33.3.31	クヌギ	0.5	500

伐採した年の翌年度から
5年以内に

天然更新していなかった場合、
更新限度期間は2年間

ヘクタールあたり1,000本以
上の本数としてください。

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

4 備考

--